

中村淳一郎

株式会社IICパートナーズ
(中立系年金コンサルティングファーム/年金業務政令指定法人)
代表取締役社長 公認会計士

新しい退職給付会計 のポイントと影響

二〇一三年一月から適用される新IAS19の主眼のひとつに、財務諸表の透明性を高め、退職給付に関するリスクの内容や特性を投資家に開示することがある。

市場のボラティリティ(変動可能性)が増大し、退職給付に関するガバナンスやリスクマネジメントの強化が求められているが、新IAS19はその実態を財務諸表利用者に対して明らかにすることを要求しており、CEOおよびCFOによる年金関連のアカウンタビリティがさらに大きくなることを意味している。

この退職給付に関するリスクマネジメントを強化しないし高度化するために、ERMの手法を退職給付に応用することが考えられるが、これについては次回以降の連載の中で解説する予定である。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、所属する法人の見解ではないことをご留意いただきたい。

B/Sにおける未認識債務の即時認識

図表の通り、B/S負債計上額(純確定給付負債)は「PBO(制度資産)となるため、株式市場や市場金利の動向が、純資産、自己資本比率、ROE等に直接影響することになる。

これらの数値は経営計画における指標としてだけでなく、社債償還等の条件を定める財務制限条項への抵触などを通じて企業財務へ影響する可能性があるため、PBOサープラ

ス(制度資産-PBO)のマネジメントがより重要になると思われる。

例えば、PBOおよび制度資産のタイムリーなモニタリングやPBOサープラス型年金ALMの利用などが考えられるが、さらにこれらを包含し、「利害関係者に対してより高い価値を提供する」という、企業目的達成の確実性を向上させるためのリスクマネジメントたるERMを、退職給付に応用することが有効になるのではないだろうか。

退職給付費用の表示

新IAS19では、数理計算上の差異について、利息収益に計上される金額を除き、純利益ではなくその他の包括利益(OCI)として計上されることになる。よって、純利益が安定化する可能性がある一方、OCIにリスク管理の巧拙が反映されることになるため、この点でリスク管理の重要性が高まる可能性があると考えられる。

開示

新IAS19では、開示の整理、拡充が図られており、退職給付に関するリスクの内容や将来CFへの影響を財務諸表利用者に対し、分かりやすく説明することを求めている。

図表にもある通り、「制度資産の内訳」だけでなく、「制度のガバナンスに関する他の事業

●新IAS19の概要

区分	項目	説明・内訳等
(A) B/S	未認識債務の即時認識 (注)	B/S負債計上額 (純確定給付負債) =PBO-制度資産
(B) 費用の表示	勤務費用	純利益
	純利息費用 (=純確定給付負債×割引率)	
	再測定	その他の包括利益
(C) 開示	制度の特徴とリスクの説明	①制度のガバナンスに関する他の事業体の責任の記述 ②企業が制度によってさらされているリスク及び重大な集中リスクに関する記述…etc.
	財務諸表上の金額の説明	①制度資産の内訳 (注) ②期首残高から期末残高への調整表…etc.
	将来CFの金額、時期及び不確実性に関する説明	①感応度分析 ②資産・負債のマッチング戦略…etc.
適用時期	2013年1月1日以後開始事業年度から適用 (早期適用可)	

(注) 2012年5月17日に公表された日本の退職給付会計改正基準においても、連結におけるB/S即時認識や年金資産の内訳開示が求められている。

体の責任」や「資産・負債のマッチング戦略」についても記述を求めており、リスクの特性、大きさのみならずリスクマネジメント体制をどのように構築しているかについて、CEOおよびCFOに説明を求めている。逆に言えば、重要性があるにも拘らず退職給付のリスクマネジメント体制を構築できていない企業は、投資家から厳しく評価される可能性があるのではないだろうか。

特に、リスクを管理するために行う長寿ス

が、二〇一二年五月一七日に公表された日本

本稿では新IAS19を対象に解説してきた

日本の退職給付会計基準
(二〇一二年五月改正基準)について

ワップ等の技法の利用を含む資産・負債のマッチング戦略の具体例として、ALMの実施有無およびその内容やLDIの活用などが投資家の注目を集める可能性があると思われる。

の退職給付会計改正基準においても、連結におけるB/S即時認識や制度資産の内訳開示などが強制されることとなっており、本稿の趣旨は日本基準を前提にした場合も概ね該当するものと考えられる。

終わりに

(企業が何が求められるのか)

退職給付に関するリスクが多様化、複雑化する中で、退職給付に関するガバナンスやリスクマネジメントの強化が求められており、新IAS19は、これをより透明かつ理解しやすく投資家等の利害関係者に開示することを求めている。特に我が国では先のA-IJ事件の影響もあり、投資家等の利害関係者から高い関心を集めているため、財務諸表における表示や開示だけでなく、株主総会、決算発表などIRの各場面において、より慎重な対応とその前提となる体制の整備が必要になるのではないだろうか。

そして、重要なことは、単に退職給付のみを対象としたサイロ型アプローチによるリスク管理を行うのではなく、企業と退職給付制度を統合して捉え、利害関係者の価値向上を実現するという企業目的達成の確実性を向上させる観点で全社的なリスクマネジメントを行い、その中に退職給付のリスクマネジメントを位置づけることではないだろうか。